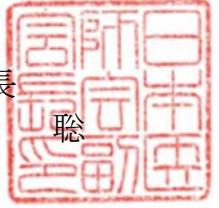


(地181) (健Ⅱ191)  
令和2年6月25日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長  
今 村 聡



令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症  
対応地方創生臨時交付金の取扱について

今般、内閣府地方創生推進室より、事務連絡「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」が発出され、厚生労働省を通じて本会宛に情報提供がありましたのでご参考までにご案内申し上げます。

内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（情報提供）」（令和2年5月6日付（地90・健Ⅱ94））等にて貴会宛にご案内申し上げます。

また、令和2年度第2次補正予算が6月12日に成立したことに伴って、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の拡充につきまして、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付事業（医療分）の追加交付申請等について」（令和2年6月18日付（地165・健Ⅱ183））等にて貴会宛にご案内しております。

本件は、内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に2兆円の増額が計上された第2次補正予算が成立したことを踏まえ、今後の制度要綱の運用についての留意事項についての周知を依頼するものです。詳細については、下記のウェブサイトや同封の添付資料についてもご確認いただきたく存じます。なお、都道府県から国への実施計画の第2次提出期限は、先行受付期限が7月31日(金)、最終受付期限が9月30日(水)であることにご留意下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、両交付金の最大限の活用に向けた都道府県行政との調整や、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

## 記

◆ 内閣府地方創生推進事務局ウェブサイト（第1次補正・第2次補正）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/>

※ このウェブサイトには第2次補正予算対応版の活用事例集等の資料が掲載されています。

◆ 同封の資料

別紙1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について

別紙2 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）

別紙3 地域未来構想20について

（別紙4については、自治体向け資料のため同封せず）

別紙5 実施計画記入要領・記入例（改訂版）

別紙6 今後のスケジュール

別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）

別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）

別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第2版）

- ・ 交付限度額（第二次補正予算分）【都道府県分】
- ・ 交付限度額（第二次補正予算分）【市町村分】

以上

事務連絡  
令和2年6月24日

各都道府県

財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日付け通知。以下「制度要綱」という。)の運用については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」(令和2年5月1日付け事務連絡。以下「5月1日付け事務連絡」という。)において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)の2兆円の増額が計上された令和2年度補正予算(第2号)(令和2年度補正予算(特第2号)と合わせて、以下「第2次補正予算」という。)が成立したことを踏まえ、今後の制度要綱の運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。なお、本事務連絡に記載のない事項につきましては、5月1日付け事務連絡を参照してください。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 交付金の拡充について

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、本交付金を拡充することとされ、第2次補正予算において2兆円が追加計上され、令和2年度補正予算(第1号)(令和2年度補正予算(特第1号)と合わせて、以下「第1次補正予算」という。)に計上された額と合わせて、総額3兆円が措置されることとなりました(別紙1)。これに伴い、制度要綱について所要の改正を行いました。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、交付金を有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いいたします。

## 2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

### (1) 交付対象事業

交付対象事業の基本的な考え方は、第1次補正予算から変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。下線部が追加されており、制度要綱別表も合わせて改正されています。対象となる地方単独事業は変更ありません。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）

引き続き、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象となります。

### (2) 地方単独事業に係る対象外経費

5月1日付け事務連絡2（2）で示した地方単独事業に係る対象外経費のうち、④基金について、取扱に以下の変更があります。（その他の対象外経費については、取扱に変更ありません。）

基金の積立金については、一律に対象外経費としていましたが、以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。なお、基金への積立を行う事業を実施する場合は、実施計画の提出時に、通常の様式に加え、「基金調べ」にも記入して提出することが必要です。また、予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続が必要となりますので、ご注意ください。

#### 【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
  - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
  - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和2年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末まで、  
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和4年度末までに廃止するものであること
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと。  
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、ハード事業については、感染症への対応と関連しないインフラ整備を主目的とする事業に係る費用は引き続き交付対象外ですが、感染症拡大の防止や感染拡大への対応として行う経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備など、感染症への対応との関連が十分に説明できる事業については、整備自体を主目的とする場合であっても交付対象となることを改めて申し添えます。

### 3. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

#### (1) 第二次交付限度額の算定方法

第一次交付限度額（制度要綱別紙2（1）の方法によって算定される、地方単独事業に係る算定額のうち第1次補正予算計上分に係るもの。5月1日付け事務連絡5（1）参照）については、5月1日に各都道府県宛てに通知したところです。

第二次交付限度額は、地方単独事業に係る算定額のうち第2次補正予算計上分に係るものであり、

- ①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（以下「事業継続等への対応分」という。）
- ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（以下「新しい生活様式」等への対応分」という。）

の2つの区分に対応した算式で算定した額の合計額を交付限度額とします。なお、5月1日付け事務連絡5（2）における第二次交付限度額（国庫補助金等の地方負担額を基礎として算定した額）とは異なるものであり、5月1日付け事務連絡5（2）における第二次交付限度額は、下記の第三次交付限度額に含まれることとなりますので、ご注意ください。

このうち、事業継続等への対応分の額については、制度要綱別紙2（2）①の算式のうち、乗率 $\beta$ をそれぞれ次に掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県  $\beta = 0.989086139$
- ・市町村  $\beta = 1.017770963$

また、「新しい生活様式」等への対応分の額については、制度要綱別紙2（2）②の算式のうち、乗率 $\alpha$ をそれぞれ次に掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県  $\alpha = 1.020811849$
- ・市町村  $\alpha = 1.011786256$

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの第二次交付限度額（事業継続等

への対応分、「新しい生活様式」等への対応分)の見込みは別途通知します。実施計画の第二次交付限度額欄には、これらの数値を記入の上、提出してください。(乗率 $\alpha$ 、 $\beta$ の確定値は、最終的な交付限度額の確定に当たり、内閣総理大臣が別に定め通知します。)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が増加した場合には、第三次交付限度額において、それを考慮するものとします。

## (2) 第三次交付限度額

第三次交付限度額は、国庫補助事業等(第1次補正予算分、第2次補正予算分及び予備費分を含む。)の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込みですが、これらの取扱いについては、別途通知します。

国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額は、以下の式により算定した額とします。また、制度要綱別表に掲載された交付対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを除いていますが、本事務連絡の別表1及び別表2に掲載している交付限度額の算定対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを含んでいます。

国の令和2年度補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)、令和元年度予備費第1弾・第2弾及び令和2年度予備費(新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。)により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額(地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)の合計額  $\times$  算定率

※算定率

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・1.0  
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築  
に関する別表2の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.8

## 4. 第二次交付限度額に対応した交付金の活用に当たっての留意点について(制度要綱第2～4関係)

(1) 交付金については、各地方公共団体が交付限度額全体の中で、2.にお示した交付対象事業に有効にご活用いただくものです。

その上で、第二次交付限度額については、その算定上、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の2つの区分に対応した算式で算定された額の合計額とされています。

このうち、事業継続等への対応分については、主として、当面の事業継続や生活・雇用の維持、一時的な感染症対策等に関する事業を想定しています。また、「新しい生活様式」等への対応分については、主として、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進といった事業を想定しています。この趣旨を踏まえつつ、各地域の実情も考慮しながら、交付金の有効な活用策をご検討ください。交付金の活用が可能な事業として想定されるものを別紙2に整理していますので、こちらも参考にしてください。ただし、別紙2に掲載され

た事業に用途を限定するものではないことにご留意ください。

(2) 特に、「新しい生活様式」等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靱なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮したものであることを十分に踏まえ、交付金を活用し、先に述べた、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待しています。なお、このような「新しい生活様式」の確立に向けて、今後、各地域に期待される取組として内閣府が想定している20の政策テーマを「地域未来構想20」と名付け、別紙3に示しているので、参考にしてください。(地域未来構想20のさらなる詳細については、今後順次お示ししていく予定です。)

(3) 第2次補正予算により、家賃支援給付金の創設など、様々な国の補助事業が創設・拡充されますが、例えば福岡市では、下記URLに公表されている「中小企業・個人事業者向け支援策の概要」のとおり、国の支援策(第1次補正予算分に係るもののみ)と県・市の支援策との役割分担を整理しています。実施計画の作成及び事業の実施に当たっては、このような資料も参考にするなどして、国の各種補助事業等と効果的な役割分担や協調を図りつつ、交付金を有効にご活用ください。

(参考) 福岡市ホームページ(事業者への支援)

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)

## 5. 実施計画の作成と提出について(制度要綱第3関係)

### (1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

地方公共団体毎の実施計画の提出及び当該実施計画に基づく交付決定は、三段階に分けて行うことを予定しています。

第一次提出から第三次提出まで、すべて同一の実施計画を使用し、順次、追加・変更することになりますが、第一次提出時から実施計画の様式を一部修正しました。内閣府において第一次実施計画の最終提出版の内容を新様式(別紙4)に転記して送付しますので、そちらに必要事項の追記・修正をお願いします。

実施計画様式の記載事項全般について、別紙5の記入要領や記入例を参考にしながら記入してください。

なお、第一次提出時には、事例集事例番号を記載した事業については、「事業の概要」欄の一部を記載省略可としていたところですが、第二次提出時に実施計画に追加する事業については事例集事業番号を記載した事業であっても「事業の概要」欄の全ての項目について記載するようお願いいたします(第一次提出時に既に記載しており、事業内容を変更しない事業については、この限りではありません。)

なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

## (2) 提出期限

実施計画の第二次提出期限は、以下のとおりです。当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

先行受付期限：令和2年7月31日（金）17:00（厳守）

最終受付期限：令和2年9月30日（水）17:00（厳守）

第二次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

なお、今後のスケジュールについては、別紙6のとおりです。第三次提出のスケジュールの詳細については、別途通知します。

## (3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+\_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+\_2（半角アンダーバー2）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいても構いません。

例）メール件名：「01100\_北海道札幌市\_2」「02000\_青森県\_2」 など

ファイル名：「01100\_北海道札幌市\_2.xlsx」「02000\_青森県\_2.xlsx」 など

## (4) 提出資料

提出資料は、実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び後述の事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙4のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。当室から返送する実施計画に追記・修正する形で作成するよう、お願いします。

- ① 実施計画：別紙5の記入要領及び記入例を参照の上、必要事項を記入してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
- ③ 基金調べ：交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
- ④ 事業実施状況及び効果検証に関する資料：7. で後述する事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いします。

## 6. 実施計画の変更について（制度要綱第3関係）

第二次実施計画の提出期限後に、交付対象事業の追加・変更を行う場合は、第三次提出時に実施計画の変更が可能です。なお、第三次提出前における、事業進捗に合わせた同一

国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更は不要です。

## **7. 効果の検証及び実施状況の報告について**

5月1日付け事務連絡において、「各地方公共団体において、事業終了後に、交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するようお願いします。また、事業実施期間中であっても、内閣府地方創生推進室より実施状況等の報告を求めることがあります。」と記載しているところです。

事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表していただくようお願いします。また、今後、内閣府が報告を求めることがあります。なお、外部有識者等の参画は必須ではありませんが、特に都道府県・政令市等大規模自治体についてはご検討ください。公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要があります。

### **<関係資料一覧>**

- 別紙1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について
- 別紙2 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）
- 別紙3 地域未来構想20について
- 別紙4 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ（改訂版）
- 別紙5 実施計画記入要領・記入例（改訂版）
- 別紙6 今後のスケジュール
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）（改訂版）
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）（改訂版）
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第2版）

別表1 (交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0))

| (い)  | (ろ)             |
|--|-----------------|
| 対象事業   | 対象事業を<br>所管する大臣 |
| 子どものための教育・保育給付交付金  | 内閣総理大臣          |
| 子ども・子育て支援交付金   | 内閣総理大臣          |
| 都道府県警察費補助金   | 内閣総理大臣          |
| 緊急消防援助隊設備整備費補助金  | 総務大臣            |
| 公立学校施設整備費負担金<br>(公立特別支援学校施設整備費に限る)   | 文部科学大臣          |
| 学校施設環境改善交付金<br>(公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)   | 文部科学大臣          |
| 義務教育費国庫負担金   | 文部科学大臣          |
| 教育支援体制整備事業費補助金<br>(補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)  | 文部科学大臣          |
| 学校保健特別対策事業費補助金<br>(感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に限る)  | 文部科学大臣          |
| 学校臨時休業対策費補助金   | 文部科学大臣          |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)  | 文部科学大臣          |
| 医療提供体制推進事業費補助金<br>(看護師養成所等における実習補完事業に限る)   | 厚生労働大臣          |
| 感染症予防事業費等負担金   | 厚生労働大臣          |
| 感染症医療費負担金  | 厚生労働大臣          |
| 児童福祉事業対策費等補助金<br>(感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業及び児童の安全確認等のための体制強化事業に限る)  | 厚生労働大臣          |
| 母子家庭等対策費補助金<br>(感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業に限る)   | 厚生労働大臣          |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金   | 厚生労働大臣          |
| 母子保健衛生費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスに限る)及び乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る)   | 厚生労働大臣          |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業に限る) | 厚生労働大臣          |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金<br>(障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業に限る)   | 厚生労働大臣          |
| 障害児入所給付費等負担金<br>(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業に限る)  | 厚生労働大臣          |
| 精神保健対策費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)   | 厚生労働大臣          |

|  |        |
|--|--------|
| 精神障害者医療保護入院費補助金  | 厚生労働大臣 |
| 精神障害者措置入院費負担金  | 厚生労働大臣 |
| 医療扶助費等負担金  | 厚生労働大臣 |
| 介護保険事業費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス<br>継続支援事業に限る) | 厚生労働大臣 |
| 後期高齢者医療給費等負担金<br>(後期高齢者医療給費負担金及び高額医療費等負担金に限る)                  | 厚生労働大臣 |
| 国民健康保険療養給付費等負担金<br>(保険基盤安定等負担金(高額医療費負担金に限る)に限る)                | 厚生労働大臣 |
| 国民健康保険財政調整交付金(同交付金に対応する都道府県繰入金分に限<br>る)                        | 厚生労働大臣 |

別表2 (交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

| (い)   | (ろ)             |
|---|-----------------|
| 対象事業  | 対象事業を<br>所管する大臣 |
| 沖縄振興特定事業推進費補助金  | 内閣総理大臣          |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金   | 内閣総理大臣          |
| 地方消費者行政強化交付金  | 内閣総理大臣          |
| 無線システム普及支援事業費等補助金<br>(高度無線環境整備推進事業に限る)  | 総務大臣            |
| 外国人受入環境整備交付金  | 法務大臣            |
| 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金  | 文部科学大臣          |
| 公立学校情報機器整備費補助金<br>(学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)                                    | 文部科学大臣          |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金<br>(授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)に限る)                                     | 文部科学大臣          |
| 地方スポーツ振興費補助金<br>(スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業に限る)に限る)                                 | 文部科学大臣          |
| 文化芸術振興費補助金<br>(文化施設の感染症防止対策事業に限る)   | 文部科学大臣          |
| 地域自殺対策強化交付金<br>(地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)             | 厚生労働大臣          |
| 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金<br>(住居確保給付金に限る)  | 厚生労働大臣          |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>(自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)                     | 厚生労働大臣          |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業及び障害福祉分野のICT導入モデル事業に限る)                               | 厚生労働大臣          |
| 介護保険事業費補助金<br>(通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)   | 厚生労働大臣          |
| 職業能力開発校設備整備費等補助金  | 厚生労働大臣          |
| 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金<br>(輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る) | 農林水産大臣          |
| 農業・食品産業強化対策整備交付金<br>(国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)   | 農林水産大臣          |
| 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金<br>(農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)                                       | 農林水産大臣          |
| 中小企業経営支援等対策費補助金<br>(地域企業再起支援事業費に限る)   | 経済産業大臣          |
| 奄美群島振興交付金   | 国土交通大臣          |
| 小笠原諸島振興開発費補助金   | 国土交通大臣          |
| 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  | 国土交通大臣          |
| 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  | 国土交通大臣          |

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充する。

**1. 2次補正予算計上額** 2兆円（1次補正予算計上額と合わせて3兆円）

**2. 所管** 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

## 3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ 第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置

(3) 交付限度額 : ① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

## 4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応

〔家賃支援、休業要請に伴う協力金等、地域公共交通機関等の維持・確保、旅館・ホテル等の経営支援、臨時休校に伴う子供たちの心のケア、修学旅行等のキャンセル代への支援 等〕

② 「新しい生活様式」等への対応

〔地域公共交通機関等の3密対策、福祉施設・観光施設・学校・スポーツ・文化イベント等の「新しい生活様式」の下での再開に向けた支援、地元製品のオンライン販売促進、オンライン教育・テレワーク導入支援、農林水産物の販売促進、観光地の活性化 等〕

の事業に充当。

# 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

## 家賃支援等を含む事業継続や雇用維持等に関する事業の例

### ◆ 事業継続等

- 休業要請に伴う協力金等
- 売上減の事業者に対する給付金
- 中小企業等への金融支援（利子補給、保証料補助等）
- テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
- 建機、車両等、事業用資産の固定費支援
- 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減
- 公益法人等に対する活動継続支援
- 公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援

### （観光）

- 観光資源、観光関連産業（お土産物屋等）に対する経営支援
- 宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
- 地域の旅館・ホテルや観光施設のリバイバルプランの策定支援
- 観光バスの利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援

### （地域公共交通）

- 鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
- 地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
- 鉄道・バス・旅客船など地域公共交通の利便性向上策策定支援
- 地方空港・港湾の機能の維持・確保支援

### （配送物流）

- 地域の物流の維持・確保支援
- タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援

### （教育）

- 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
- 臨時休業に伴う給食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
- 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
- 特別支援学校の舎食費の利用料の返還支援

### （文化・スポーツ）

- 文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
- 自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
- 文化・スポーツ施設・自然体験施設等に対する経営支援
- 公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援

### （農林水産）

- 自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
- 外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等における人材の育成・確保支援
- 農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
- 滞留する原木・水産物の保管等支援

### ◆ 雇用維持・雇用機会の確保等

- 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
- 内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
- 在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
- 障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援

### ◆ 困窮者支援等

- 子育て世帯、家計急変学生・生徒、生活困窮者に対する給付金
- 住まい確保困窮者に対する支援
- 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援

### ◆ 感染症対応等

- 感染拡大防止のための情報発信支援
- 感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
- 宿泊施設への自主的避難に対する支援
- 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等

## 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業の例

### ◆ 社会的な環境の整備

- （3密対策を実施したより快適な空間の創造）
- 観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関（車両・待合所）等の3密対策支援
- 公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策
- 夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援
- 私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備
- 濃厚接触者追跡アプリの導入支援

### （キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用）

- 観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入
- 地域の仮想通貨等の導入支援

### （行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化）

- 行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進
- 電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入

### （新型コロナウイルス感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築）

- 避難所における物資調達や避難情報アプリ導入等の感染症対策支援
- 宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援

### ◆ 新たな暮らしのスタイルの確立

- （新たな時代に相応しい教育の実現）
- オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援
- 高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援
- 教員等の追加配置や人材マッチング支援
- 医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談体制構築等の支援
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援

### （オンライン診療・オンライン服薬指導の推進）

- オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配送インフラ等の整備支援
- オンライン化に伴うシステム等のアドバイスをITコーディネーターの利用支援

### （地域の文化・スポーツ・コンテンツ等の新たな発信の推進）

- 「新しい生活様式」下での文化・スポーツイベント、ライブ・エンターテインメントの開催支援
- 子どもの文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援
- 放送コンテンツの海外展開支援

### （都市と地域の両方で働く・楽しむライフスタイルの開拓）

- ワーケーションや人材マッチング等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援
- テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援
- 地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援

### （ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出）

- NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
- 移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援
- フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
- オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援

### （MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備）

- MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援
- 自動走行等の社会実装支援

### ◆ 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

#### （新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備）

- 倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援
- 非接触・非対面の輸送等のためのドローン・「空飛ぶクルマ」開発・活用支援
- 飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援

#### （「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進）

- 観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援
- レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
- 宿泊・飲食業・タクシーによるテイクアウト・配達事業の推進

#### （3密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行）

- 旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援
- 地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援

#### （農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保）

- 農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出・事業転換等の支援
- 地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援
- 食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援
- スマート農業や食品流通事業者、卸売市場開設者等の省人化支援

#### （地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進）

- 地域企業群とスタートアップ人材・企業の連携支援
- 廃業危機にある事業者と創業者希望者とのマッチング支援
- 事業者の研究開発、製品の品質向上への取組支援
- 中小企業の生産性向上、販路開拓支援

#### （地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化）

- 地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援
- 地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援

# 地域未来構想 20について

地方創生臨時交付金の交付限度額の算定における「新しい生活様式」等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靱なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮されたものであることを十分に踏まえ、本交付金を活用し、特に地域の未来にコミットする、以下に例示するような政策分野に関連する取組（略称「地域未来構想 20」）を実施することが期待される。ただし、臨時交付金の交付対象は本構想で例示する政策分野に限られない。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行っていただきたい。

## (a) 社会的な環境整備

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| ① 3密対策      | 3密対策を実施したより快適な空間の創造              |
| ② 発熱外来      | 発熱外来ネットワークを整えるためのハード・ソフト両面からの投資  |
| ③ キャッシュレス   | キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用          |
| ④ 行政IT化     | 行政手続の徹底したオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化   |
| ⑤ 防災IT化     | 新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築     |
| ⑥ 脱炭素社会への移行 | 地域の再エネ/分散型電源の活用による脱炭素化と強靱化       |
| ⑦ スーパーシティ   | 大胆な規制改革を伴う「コロナ対応型スーパーシティ」の前倒し実現  |
| ⑧ 地域経済の可視化  | RESASで地域経済を「見える化」、データに基づく施策立案を促進 |

その他

## (b) 新たな暮らしのスタイルの確立

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ⑨ 教育                  | GIGAスクール構想の更なる加速・強化等による新たな時代に相応しい教育の実現 |
| ⑩ 医療                  | オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための支援              |
| ⑪ 地域交通体系              | MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備               |
| ⑫ 文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス | 地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信           |
| ⑬ リビングシフト             | 都市と地域の両方の良さを生かして働く・楽しむスタイルの開拓          |
| ⑭ ハートフル               | ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりの創出              |

その他

## (c) 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ⑮ 強い農林水産              | 強い農林水産業及び食料産業の実現に向けた新たな投資促進・労働力確保                           |
| ⑯ 地域商社、観光地域づくり法人（DMO） | 地域商社、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルベンチャー等を通じ、ソーシャルデザインのカモ生かした、地域経済力の強化 |
| ⑰ 物流の進化               | 新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備                                  |
| ⑱ 新たな旅行               | 「新しい旅行スタイル」実現のため、宿泊、飲食、運送等のトータルな環境整備や新たなビジネス展開の促進           |
| ⑲ 商品券・旅行券             | 3密対策や新たな商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行                               |
| ⑳ 事業構造改革              | 地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の徹底推進                             |

その他



令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

別紙5\_記入要領・記入例(改訂版).xlsx

(単位:千円)

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

| 都道府県名           |       | ◆◆県     |                      | 電話番号    |   | XXX-XXX-XXXX                         |    | 第一次配分額           |                           | 第一次交付限度額  |        | 令和2年5月1日付で示した交付限度額見込を千円単位で入力  |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
|-----------------|-------|---------|----------------------|---------|---|--------------------------------------|----|------------------|---------------------------|-----------|--------|-------------------------------|--------------|---------------------------------|-------------|------------|----------|------|---|--------------------------------------|------|----------------------|---------|--|--|--|--|
| 地方公共団体名         |       | 〇〇市     |                      | メールアドレス |   | xxxxxxxx@xxx.lg.jp                   |    | 第二次配分予定額         |                           | 第二次交付限度額① |        | 令和2年6月24日付で示した交付限度額見込を千円単位で入力 |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
| 都道府県・市町村コード(5桁) |       | XXXXX   |                      | 交付対象経費  |   | D欄の合計が算出されるが、自動で算出されない場合は手入力         |    | 第三次配分予定額         |                           | 第二次交付限度額② |        | 令和2年6月24日付で示した交付限度額見込を千円単位で入力 |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
| 担当部局課名          |       | 〇〇部〇〇課  |                      | 国庫補助事業費 |   | D欄のうち国庫補助事業の合計が算出されるが自動で算出されない場合は手入力 |    | 配分予定額計           |                           | 第三次交付限度額  |        | 第三次提出時に示される交付限度額を入力する予定       |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
| 担当者氏名           |       | △△ □□   |                      | 地方単独事業費 |   | D欄のうち地方単独事業の合計が算出されるが自動で算出されない場合は手入力 |    | 移替先              |                           | 総務省       |        | 交付限度額計                        |              | 交付限度額の合計が算出されるが、自動で表示されない場合は手入力 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
| N。              | 補助・単独 | 事例集事例番号 | 交付対象事業の名称            | 所管      | 事業の概要(①②③④を必ず明記)<br>①目的・効果<br>②交付金を充当する経費内容<br>③積算根拠(対象数、単価等)<br>④事業の対象(交付対象者、対象施設等)  | 特定事業者等支援                             | 基金 | 緊急経済対策との関係       | 交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係) | 事業始期      | 事業終期   | A                             |              |                                 |             |            |          | 参考資料 | 備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名) | 備考②(事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情) | 予算区分 |                      |         |  |  |  |  |
|                 |       |         |                      |         |   |                                      |    |                  |                           |           |        | 総事業費                          | B<br>補助対象事業費 | C<br>国庫補助額                      | D<br>交付対象経費 | E<br>起債予定額 | F<br>その他 |      |   |                                      |      | G<br>補助対象外経費         |         |  |  |  |  |
| 合計              |       |         |                      |         |   |                                      |    |                  |                           |           |        | 210,000                       | 0            | 0                               | 210,000     | 0          | 0        | 0    |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |
| 1               | 単     |         | 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業   |         | ①感染症予防のための資材を配布し、感染及び感染拡大への予防を徹底する。<br>②マスク、消毒液等の購入及びその郵送に係る経費を交付対象経費とする。<br>③マスク 〇枚×〇円=〇〇円<br>消毒液 〇本×〇円=〇〇円<br>体温計 〇本×〇円=〇〇円<br>郵送費 ①〇円×〇人=〇〇円<br>④市内医療機関等 〇施設<br>市内小中学校 〇校<br>全市民 〇人<br>市内在住の高齢者等 約〇人 | -                                    | -  | I-1. マスク・消毒液等の確保 | ②いずれも該当しない                | R2.4      | R2.7   | 10,000                        |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      | R2補正(地)              |         |  |  |  |  |
| 6               | 単     |         | 〇〇市新型コロナウイルス対応基金造成事業 |         | ①新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業に対する利子補給を継続的に行うための基金を造成する。<br>②基金<br>③融資総額想定〇億円×〇%×〇か月<br>④〇〇銀行等(市内企業へ融資した金融機関)   | -                                    | ○  | II-2. 資金繰り対策     | ②いずれも該当しない                | R2.4      | R3.4以降 | 200,000                       |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      | 令和8年3月まで基金を取り崩して行うため | R2補正(地) |  |  |  |  |
| 7               |       |         |                      |         |   |                                      |    |                  |                           |           |        |                               |              |                                 |             |            |          |      |   |                                      |      |                      |         |  |  |  |  |

地方単独事業の名称は任意だが、制度要綱別表に掲載された国庫補助事業名称と同一にならないようにする。

③交付対象経費との差額が生じないよう、対象数、購入単価、支出科目、日数等により、交付対象経費の積算内容を記載すること。事業の主な経費以外の事務費等については、「事務費〇〇円」「～等」「その他」等と記載するのは望ましくない。参考資料はあくまで参考のため、積算内容が「別添参照」のみとなる記載は望ましくない。④事業の対象は交付対象者、対象者、対象施設等を記載すること。「Alt」+「Enter」で改行可、見た目上の改行のためにスペースを使用しないこと。

第一次提出時から内容が変更されたセルは塗りつぶしとなる。審査の際に使用するのでセルの書式変更は行わないこと。

別紙3を参照の上、地域未来構想20の中から該当する区分をプルダウンから選択する。該当がない場合は「②いずれも該当しない」とする。(既に記載されている事業についても記載すること。)※選択区分が変更されたことに注意。

特定の個人又は事業者等に対する支援を行っている事業についてはプルダウンから「○」を選択する。(既に記載されている事業についても記載すること。)該当しない場合は「-」を選択する。  
「特定の個人又は事業者等」:一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象とする事業ではなく、特定の一部の者に限り対象とする事業

この欄に入る金額は、以下のとおり。  
実施計画作成主体以外の負担額  
・都道府県の補助金等(市町村の場合)  
・市町村の負担額等(都道府県の場合)  
・事業者・個人の負担額等  
F欄に金額を記載した場合は、財源を事業概要内に記載する。一般財源はF欄には入らない。

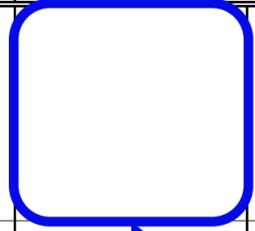
地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名を記載する。

○記入様式中の「行・列の追加・削除・切り取り・貼り付け」及び「セルの結合」は絶対に行わないこと。(集計作業上不都合を来すため)  
○マスタ用(編集しないでください)シートの編集は指示がない限り絶対に行わないこと。  
○各シートの名称は変更しないこと。

基金の場合は基金欄に「○」をつけ、備考②欄にその旨を記載する。また、基金調べの記入も行う。基金に該当しない場合は「-」を選択する。

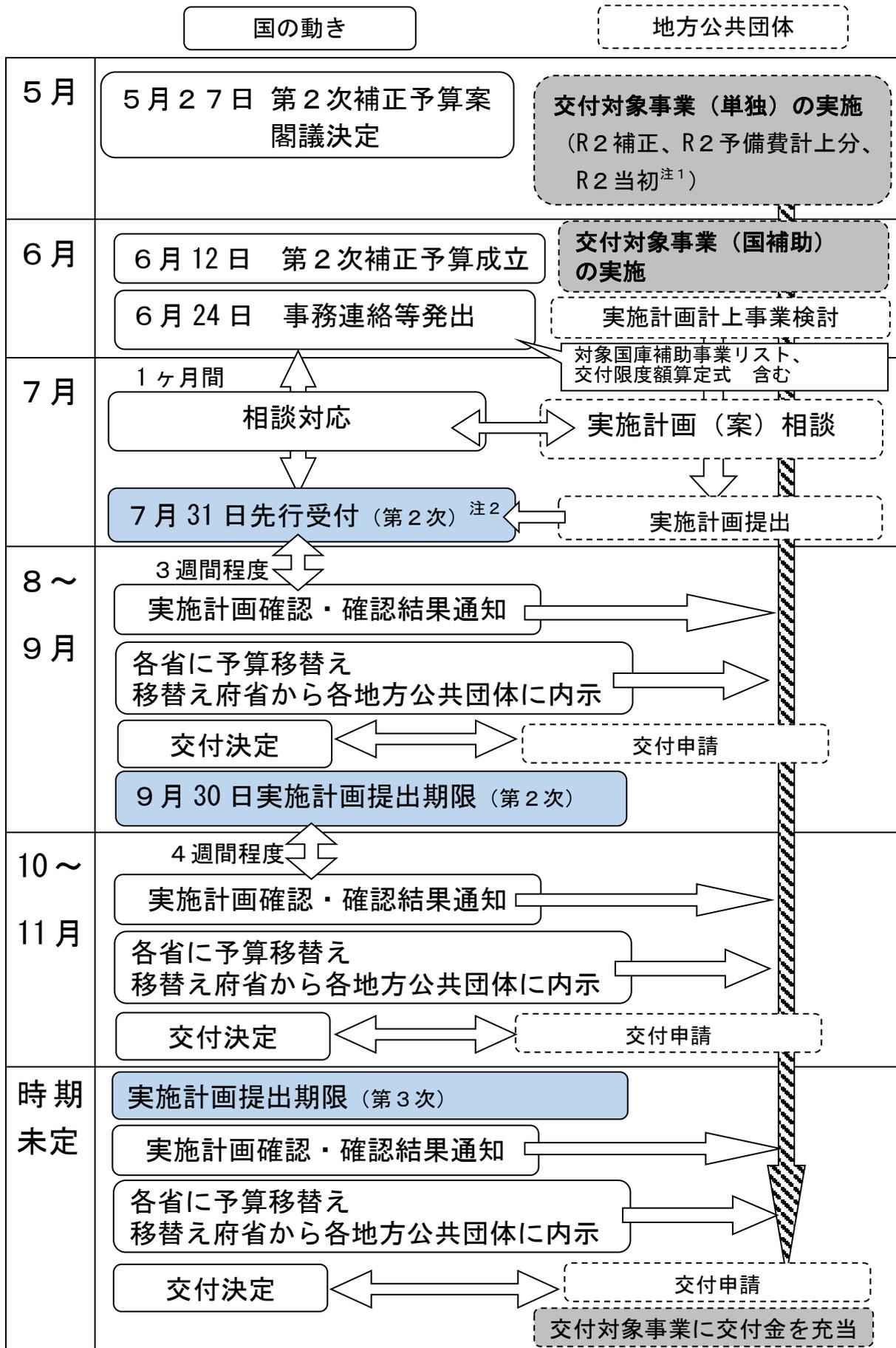
令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画【基金調べ】

| 都道府県名           | ◆◆県              | 電話番号     | XXX-XXX-XXXX                             | 第一次配分予定額 | 400,000 | 第一次交付限度額                         | 400,000                       |                       |    |
|-----------------|------------------|----------|--|----------|---------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|----|
| 地方公共団体名         | 〇〇市              | メールアドレス  | xxxxxxxx@xxx.lg.jp                       | 第二次配分予定額 | 60,000  | 第二次交付限度額①                        | 250,000                       |                       |    |
| 都道府県・市町村コード(5桁) | XXXXX            | 交付対象経費   | 460,000                                  | 第三次配分予定額 | -       | 第二次交付限度額②                        | 250,000                       |                       |    |
| 担当部局課名          | 〇〇部〇〇課           | 国庫補助事業費  | -  | 配分予定額計   | 460,000 | 第三次交付限度額                         | -                             |                       |    |
| 担当者氏名           | △△ □□            | 地方単独事業費  | 460,000                                  | 移替先      | 総務省     | 交付限度額計                           | 900,000                       |                       |    |
| No              | 基金の名称            | 実施計画上のNo | 交付金を充当して積立てた基金を取崩して実施する具体的な事業内容、充当経費     | 取崩始期     | 取崩終期    | 基金に交付金を積立てる額<br>(様式のD交付対象経費欄の内数) | 基金の要件<br>(事務連絡2(2)②に定めるイ、ロの別) | 事務連絡2(2)②に定めるロに該当する事情 | 備考 |
|                 |                  |          | 合計                                       | 合計       | 200,000 |                                  |                               |                       |    |
| 1               | 〇〇市新型コロナウイルス対応基金 |          | 6 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業に対する利子補給を継続的に行う | R2.8     | R8.3    | 200,000                          | イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業           |                       |    |
| 2               |                  |          |  |          |         |                                  |                               |                       |    |
| 3               |                  |          |  |          |         |                                  |                               |                       |    |



イに該当する場合は記載の必要なし。

# 今後のスケジュール(イメージ)



注1 新型コロナウイルス感染症対応のために特に必要と認められるものに限り対象。

注2 先行受付分については、確認結果の通知及び交付手続きを早期化。

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

令和 2 年 5 月 1 日  
府 地 創 第 1 2 7 号  
消 地 協 第 1 1 3 号  
総 行 政 第 1 0 3 号  
入 管 庁 支 第 1 6 1 号  
2 文 科 政 第 2 5 号  
厚生労働省発会 0430 第 2 号  
2 農 振 第 2 8 4 号  
20200428 財地第 4 号  
国 総 政 第 3 号  
令和 2 年 6 月 2 4 日  
一 部 改 正

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

### 第 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的とする。

### 第 2 用語の定義等

#### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

#### 2 交付対象者

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「地方公共団体」

という。)とする。

### 3 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業（緊急経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。
- 二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和 2 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号、第 2 号又は特第 2 号）に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弾－」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和 2 年度予算に計上されたものに限る。）、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和 2 年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業（令和 2 年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応に特に必要と認められるものに限る。）又は令和 2 年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であること。

### 4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

## 第 3 実施計画の作成及び提出

### 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した一の実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業の区分（「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」、「雇用の維持と事業の継続」、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」、「強靱な経済構造の構築」の別）
- 四 交付対象事業と緊急経済対策との関係
- 五 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 六 事業実施期間
- 七 その他必要な事項

## 2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

## 第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表（い）欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表（ろ）欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1以外の場合 総務大臣

## 第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

## 第6 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

## 第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

## 別表 対象事業

| (い)   | (ろ)               |
|---|-------------------|
| 交付対象事業  | 交付対象事業を<br>所管する大臣 |
| 沖縄振興特定事業推進費補助金  | 内閣総理大臣            |
| 子ども・子育て支援交付金  | 内閣総理大臣            |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金   | 内閣総理大臣            |
| 地方消費者行政強化交付金  | 内閣総理大臣            |
| 無線システム普及支援事業費等補助金<br>(高度無線環境整備推進事業に限る)  | 総務大臣              |
| 外国人受入環境整備交付金  | 法務大臣              |
| 学校施設環境改善交付金<br>(公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる<br>体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)  | 文部科学大臣            |
| 教育支援体制整備事業費補助金<br>(補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育<br>活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限<br>る)                                 | 文部科学大臣            |
| 学校保健特別対策事業費補助金<br>(感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクール<br>バス感染症対策支援事業及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等<br>に係る支援事業に限る)                       | 文部科学大臣            |
| 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金  | 文部科学大臣            |
| 公立学校情報機器整備費補助金<br>(学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配<br>置支援事業に限る)  | 文部科学大臣            |
| 学校臨時休業対策費補助金  | 文部科学大臣            |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金<br>(授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援<br>に限る)及び教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進<br>経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る) | 文部科学大臣            |
| 地方スポーツ振興費補助金<br>(スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの<br>活動再開支援事業に限る)に限る)   | 文部科学大臣            |
| 文化芸術振興費補助金<br>(文化施設の感染症防止対策事業に限る)   | 文部科学大臣            |
| 医療提供体制推進事業費補助金<br>(看護師養成所等における実習補完事業に限る)  | 厚生労働大臣            |
| 児童福祉事業対策費等補助金<br>(感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業及び児童<br>の安全確認等のための体制強化事業に限る)   | 厚生労働大臣            |
| 母子家庭等対策費補助金<br>(感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業に限る)  | 厚生労働大臣            |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金  | 厚生労働大臣            |
| 母子保健衛生費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業<br>(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスに限る)及び<br>乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る)                    | 厚生労働大臣            |

## 別表 対象事業

| (い)   | (ろ)               |
|---|-------------------|
| 交付対象事業  | 交付対象事業を<br>所管する大臣 |
| 地域自殺対策強化交付金<br>(地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した<br>対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業<br>に限る)   | 厚生労働大臣            |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>(自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制<br>強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)   | 厚生労働大臣            |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サー<br>ビス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する<br>安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイ<br>サービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害<br>福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス<br>感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入<br>れ体制強化等、障害福祉分野のICT導入モデル事業、障害者就業・生活<br>支援センター事業機能強化事業及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴<br>う訪問入浴サービス等体制強化事業に限る) | 厚生労働大臣            |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金<br>(障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施<br>設又は救護施設を除く)に限る)  | 厚生労働大臣            |
| 精神保健対策費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)  | 厚生労働大臣            |
| 介護保険事業費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する<br>サービス継続支援事業及び通いの場の活動自粛下における介護予防の<br>ための広報支援事業に限る)  | 厚生労働大臣            |
| 職業能力開発校設備整備費等補助金(障害者職業能力開発校に限る)   | 厚生労働大臣            |
| 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金<br>(輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事<br>業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊<br>急対策整備事業に限る)   | 農林水産大臣            |
| 農業・食品産業強化対策整備交付金<br>(国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)   | 農林水産大臣            |
| 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金<br>(農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)   | 農林水産大臣            |
| 中小企業経営支援等対策費補助金<br>(地域企業再起支援事業費に限る)   | 経済産業大臣            |
| 奄美群島振興交付金   | 国土交通大臣            |
| 小笠原諸島振興開発費補助金   | 国土交通大臣            |
| 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  | 国土交通大臣            |
| 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  | 国土交通大臣            |

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の一部を改正する決定

令和2年6月24日  
事務次官決定

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号事務次官連名通知）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的<br/>           新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「<u>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策</u>」（令和2年4月20日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、<u>新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2 用語の定義等<br/> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>3 交付対象事業<br/>           交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。<br/> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業、国の令和元年度当初予</p> </p></p> | <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的<br/>           新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「<u>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策</u>」（令和2年4月7日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、<u>新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2 用語の定義等<br/> <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>3 交付対象事業<br/>           交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。<br/> <p style="text-align: center;">[同左]</p> <p>二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予</p> </p></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、<u>「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応</u>に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> | <p>備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p> |
|--|---|

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

別表を次のように改める。

別表 対象事業

| (い)   | (ろ)           |
|---|---------------|
| 交付対象事業  | 交付対象事業を所管する大臣 |
| 沖縄振興特定事業推進費補助金  | 内閣総理大臣        |
| 子ども・子育て支援交付金  | 内閣総理大臣        |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金   | 内閣総理大臣        |
| 地方消費者行政強化交付金  | 内閣総理大臣        |
| 無線システム普及支援事業費等補助金<br>(高度無線環境整備推進事業に限る)                              | 総務大臣          |
| 外国人受入環境整備交付金  | 法務大臣          |
| 学校施設環境改善交付金<br>(公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る) | 文部科学大臣        |
| 教育支援体制整備事業費補助金  | 文部科学大臣        |

|   |        |
|---|--------|
| (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)   |        |
| 学校保健特別対策事業費補助金<br>(感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に限る)   | 文部科学大臣 |
| 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金  | 文部科学大臣 |
| 公立学校情報機器整備費補助金<br>(学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGA スクールサポーター配置支援事業に限る)   | 文部科学大臣 |
| 学校臨時休業対策費補助金  | 文部科学大臣 |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金<br>(授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)及び教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)   | 文部科学大臣 |
| 地方スポーツ振興費補助金<br>(スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業に限る)に限る)   | 文部科学大臣 |
| 文化芸術振興費補助金<br>(文化施設の感染症防止対策事業に限る)   | 文部科学大臣 |
| 医療提供体制推進事業費補助金<br>(看護師養成所等における実習補完事業に限る)  | 厚生労働大臣 |
| 児童福祉事業対策費等補助金<br>(感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業及び児童の安全確認等のための体制強化事業に限る)   | 厚生労働大臣 |
| 母子家庭等対策費補助金<br>(感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業に限る)  | 厚生労働大臣 |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金  | 厚生労働大臣 |
| 母子保健衛生費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスに限る)及び乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る)  | 厚生労働大臣 |
| 地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)   | 厚生労働大臣 |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>(自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)   | 厚生労働大臣 |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援セン | 厚生労働大臣 |

|   |        |
|---|--------|
| ターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害福祉分野の ICT 導入モデル事業、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業に限る) |        |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金<br>(障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)に限る)                                    | 厚生労働大臣 |
| 精神保健対策費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)  | 厚生労働大臣 |
| 介護保険事業費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業及び通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)              | 厚生労働大臣 |
| 職業能力開発校設備整備費等補助金(障害者職業能力開発校に限る)   | 厚生労働大臣 |
| 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金<br>(輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)       | 農林水産大臣 |
| 農業・食品産業強化対策整備交付金<br>(国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)   | 農林水産大臣 |
| 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金<br>(農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)   | 農林水産大臣 |
| 中小企業経営支援等対策費補助金<br>(地域企業再起支援事業費に限る)   | 経済産業大臣 |
| 奄美群島振興交付金   | 国土交通大臣 |
| 小笠原諸島振興開発費補助金   | 国土交通大臣 |
| 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  | 国土交通大臣 |
| 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  | 国土交通大臣 |

## 附 則

この決定は、令和2年6月24日から施行する。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## Q&A（第2版／6月24日）

- 本 Q&A は、第1版、5/12追加版、5/15追加版の既出 Q&A を統合するとともに、第2次補正予算に関する新規 Q&A を追加したものです。
- 新規 Q&A は、見出し冒頭に「★」を付すとともに、A にアンダーラインを付しています。
- 既出 Q&A で第2次補正予算に伴い大きな変更があったものは、見出し冒頭に「★」を付すとともに、変更部分をアンダーラインで示しています。

### 目次

|  |   |
|--|---|
| 1 交付対象事業について.....  | 7 |
| 1-1 ○○事業は対象となるか。.....  | 7 |
| 1-2 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。.....   | 7 |
| 1-3 ★第2次補正予算により、交付対象事業に変更はあるか。.....  | 7 |
| 1-4 ★第1次補正予算分として配分された交付金と第2次補正予算分として配分された交付金について、交付対象事業に違いはあるか。両者を区分して管理する必要があるか。.....   | 8 |
| 1-5 地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。.....   | 8 |
| 1-6 地方単独事業について、令和2年度当初予算計上事業についても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものについては、交付対象となるが、「特に必要」とは誰がどのように認めるのか。..... | 8 |
| 1-7 ★当初予算を減額補正して、新型コロナウイルス対策に資する事業内容を付加して改めて補正したいと考えているが、交付金の活用対象となるか。.....  | 9 |
| 1-8 ★市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。.....  | 9 |
| 1-9 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。                                     |   |

|   |    |
|---|----|
| .....   | 9  |
| 1-10 ★「新しい生活様式等」の確立に向けた事業としては、どのようなものが想定されるのか。 .....  | 9  |
| 1-11 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。 .....  | 10 |
| 1-12 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。 .....   | 10 |
| 1-13 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。 .....   | 10 |
| 1-14 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。 .....  | 10 |
| 1-15 ハード事業は対象となるのか。 .....   | 10 |
| 1-16 用地費は対象となるか。 .....  | 11 |
| 1-17 貸付金・保証金は対象となるか。 .....  | 11 |
| 1-18 ★出資金は本交付金の対象となるか。 .....  | 11 |
| 1-19 ★リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。 .....   | 11 |
| 1-20 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。 .....   | 11 |
| 1-21 国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。 .....   | 12 |
| 1-22 ★特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。 .....   | 12 |
| 1-23 事業者等への休業補償は対象となるか。 .....   | 12 |
| 1-24 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。 .....   | 12 |
| 1-25 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業者等への損失補償」との違いは何か。 .....   | 13 |
| 1-26 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。 .....                  | 13 |
| 1-27 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。 .....                                      | 13 |
| 1-28 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。 ..... | 14 |
| 1-29 ★固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。 .....  | 14 |
| 1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環  |    |

|   |    |
|---|----|
| 境整備（庁内向けのテレワーク環境整備等）に交付金を充当できるか。<br>.....   | 14 |
| 1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏（地方負担分）については、すべて対象となるのか。 .....   | 15 |
| 1-32 制度要綱別表の国庫補助事業のうち国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であることは、どうすれば分かるのか。 .....  | 15 |
| 1-33 国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。 .....                       | 15 |
| 1-34 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏（地方負担分）は対象となるか。 .....  | 15 |
| 1-35 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。 .....  | 15 |
| 1-36 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。 .....  | 16 |
| 1-37 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3人に1台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3人に1台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。 ..... | 16 |
| 1-38 ★GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の45,000円/台を超える部分に交付金を充当できるか。 .....  | 16 |
| 1-39 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。 ..   | 16 |
| <br>  |    |
| 2 ★基金について .....   | 17 |
| 2-1 ★交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。 ..  | 17 |
| 2-2 ★基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。 .....  | 17 |
| 2-3 ★基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。 .....   | 18 |
| 2-4 ★基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。 .....   | 18 |
| 2-5 ★第一次補正予算分の第一次交付限度額に対応した交付金について、一部を基金に積み立てることは可能か。 .....   | 18 |
| 2-6 ★第1次の実施計画に記載済みの事業について、基金事業に変更してもよいのか。 .....   | 18 |
| 2-7 ★既存の基金への積み増しは可能か。 .....   | 18 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 2-8 | ★交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。  | 19 |
| 3   | 交付限度額について  | 20 |
| 3-1 | ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。<br>(再掲) | 20 |
| 3-2 | ★実施計画に記載する各事業について、第一次交付限度額と第二次交付限度額のどちらに対応するものか整理する必要はあるか。   | 20 |
| 3-3 | 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。   | 20 |
| 3-4 | 第三次配分の交付限度額についてはいつ頃通知される予定か。   | 20 |
| 3-5 | 複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業も交付限度額の算定対象か。  | 21 |
| 3-6 | 第二次の申請額は、第二次交付限度額を満たさなくてもよいか。その場合、差額は第三次交付限度額に持ち越されるのか。  | 21 |
| 4   | 手続きについて  | 22 |
| 4-1 | 実施計画に掲載する交付対象事業費は交付限度額の見込額を超えてもかまわないのか。  | 22 |
| 4-2 | ★実施計画の第二次提出は、第一次の実施計画を変更して行うことになるのか。別に新たな実施計画を作成するのか。  | 22 |
| 4-3 | ★第一次提出で提出した実施計画に記載した事業について、事業の取りやめや交付金以外の財源を確保して実施することになった場合、第二次提出の実施計画からは当該事業を削除するのか。               | 22 |
| 4-4 | ★第一次提出で提出した実施計画の変更は可能か。また、交付決定後に事業を削除したり対象経費を減らしたりしてよいのか。  | 22 |
| 4-5 | 実施計画に記載の事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間の流用を含む）での交付金の流用は可能か。   | 23 |
| 4-6 | 先行受付と通常受付について、二回に分けて実施計画の提出は可能か。   | 23 |
| 4-7 | 第二次配分における実施計画の提出時に、国庫補助事業の地方負担分についても記載してよいか。   | 23 |
| 4-8 | 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がな         |    |

|   |    |
|---|----|
| いものとして金額を計上してよいか。 .....   | 23 |
| 4-9 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。 .....  | 24 |
| 4-10 同一内容の事業だが、予算区分が R2 当初や R2 補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。 .....  | 24 |
| 4-11 提出資料の鑑文は必要か。 .....   | 24 |
| 4-12 国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。 .....  | 24 |
| 4-13 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。 .....                | 24 |
| 4-14 ★交付要綱（総務省）によると、事業費の額を変更（事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。）するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。 ..... | 25 |
| 4-15 ★「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。 .....   | 25 |
| 4-16 ★給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。 .....   | 25 |
| 4-17 ★一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。 .....   | 26 |
| 4-18 ★利子補給はどのように記載すべきか。 .....   | 26 |
| 4-19 ★GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。 .....   | 26 |
| <br>  |    |
| 5 繰越・執行について .....   | 27 |
| 5-1 事業が年度内に終了しない場合、繰越は可能か。 .....  | 27 |
| 5-2 未契約繰越は可能か。 .....  | 27 |
| 5-3 ★令和4年度以降まで繰越できるか。 .....   | 27 |
| 5-4 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。 .....   | 27 |
| 5-5 交付要綱等は誰が作成するのか。 .....   | 27 |
| 5-6 市町村に対する交付金について、県としての予算計上は必要か。 .....   | 28 |
| .....   | 28 |
| <br>  |    |
| 6 地方財政上の措置との関係について .....  | 28 |
| 6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか .....  | 28 |
| 6-2 本交付金と地方債の関係如何。 .....  | 28 |
| 6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可  |    |

|   |    |
|---|----|
| 能か。 .....   | 28 |
| 6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。 .....   | 28 |
| 6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。 .....  | 28 |
| 6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。 .....   | 29 |
| 6-7 交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。 .....                         | 29 |
| 6-8 国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。 .....                          | 29 |
| <br>  |    |
| 7 公営企業会計・特別会計等について .....  | 30 |
| 7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。 .....                                       | 30 |
| 7-2 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 ..                                | 30 |
| 7-3 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。 .....   | 30 |
| <br>  |    |
| 8 事例集について .....   | 31 |
| 8-1 実施計画に、事例集に掲載されていない事業を記載することはできるか。 .....   | 31 |
| 8-2 事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。 .....   | 31 |
| 8-3 事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。 .....  | 31 |
| <br>  |    |
| 9 効果の検証・実施計画の公表について.....  | 32 |
| 9-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。 ..... | 32 |
| 9-2 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。 .....  | 32 |
| 9-3 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。  |    |

## 1 交付対象事業について

### 1-1 ○○事業は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として用途に制限はない。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など、経費としては本交付金を充当できないものがあるため、詳細については、5月1日付け事務連絡及び6月24日付け事務連絡をよく確認されたい。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、こういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

### 1-2 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。

必ずしも具体的な施策と一致している必要はない。「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲げられているテーマ（各項目）と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記入いただきたい。

### 1-3 ★第2次補正予算により、交付対象事業に変更はあるか。

国庫補助事業等については、国の第2次補正予算に計上された事業が対象事業に追加されている。具体の事業名は、制度要綱別表を参照されたい。

地方単独事業については、基本的に対象事業に変更はない。ただし、対象となる経費については、5月1日付け事務連絡2（2）で示した対象外経費のうち一定の要件を満たす基金の積立金について、対象として認めるよう取扱を変更している。（詳細は、6月24日付け事務連絡2（2）を参照されたい。その他の対象外経費については、取扱に変更なし。）

なお、上記の取扱いは、第1次補正予算分として配分された交付金についても適用される。

1-4 ★第1次補正予算分として配分された交付金と第2次補正予算分として配分された交付金について、交付対象事業に違いはあるか。両者を区分して管理する必要があるか。

両者の交付対象事業に違いはなく、区分して管理する必要はない。

1-5 地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。

地方単独事業の交付対象事業は、

- ①地方公共団体の令和2年度補正予算に計上され、実施される事業
- 又は
- ②地方公共団体の令和2年度予算に計上される予備費により実施される事業を申請対象とする。

ただし、地方公共団体の令和2年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となる。

また、令和2年4月1日以降に実施される事業が対象となる。

1-6 地方単独事業について、令和2年度当初予算計上事業についても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものについては、交付対象となるが、「特に必要」とは誰がどのように認めるのか。

以下に記載する本交付金の趣旨に留意し、地方公共団体において地域の実情に応じて判断されたい。例えば、当初予算編成時に新型コロナウイルス感染症との関連を地方議会等対外的に明確に説明している事業については、これに該当すると考えられる。

本交付金は、地方公共団体が毎年度定常的に実施している事業ではなく、新型コロナウイルス感染症への対応のために追加的に実施する事業を基本的な対象として想定している。このため、地方単独事業にあっては、原則として、令和2年度補正予算計上事業又は予備費により実施される事業を対象としているところ。ただし、新型コロナウイルス感染症に対応することを目的とする事業であるが、地方公共団体の努力により当初予算の編成過程に間に合った事業を対象外としないために、このような例外規定を置いているところ。

1-7 ★当初予算を減額補正して、新型コロナウイルス対策に資する事業内容を付加して改めて補正したいと考えているが、交付金の活用対象となるか。

対象になると考えられるが、各地方公共団体の判断で対応願いたい。

1-8 ★市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。

本交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

1-9 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。

「新しい生活様式」等への対応分については、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待している。

ただし、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

1-10 ★「新しい生活様式等」の確立に向けた事業としては、どのようなものが想定されるのか。

「新しい生活様式」の確立に向けて、今後、各地域に期待される取組として内閣府が想定している20の政策テーマを「地域未来構想20」と名付け、6月24日付け事務連絡の別紙3として示しているので、事業内容の検討に当たり参考とされたい。なお、地域未来構想20のさらなる詳細については、今後順次示していく予定。

この20の政策テーマに該当する取組については、事例集事例番号とは別に、実施計画の「交付対象事業の区分」欄において、その該当関係を明示されたい。(個別の事業がこれらのどの政策テーマに該当するかあるいはそのいずれにも該当しないかについては、各地方公共団体の判断に委ねることとする。)

### 1-11 地方公共団体の職員の人件費は対象となるか。

地方公共団体の職員の人件費には、交付金を充当しないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

### 1-12 雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。

地方公共団体において、新型コロナウイルス感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活を支援し地方創生を図るために新たに発生した業務へ対応するための雇用や、既存の職員が上記の業務に従事することに伴い、代わりに既存の業務に対応するための雇用など、本交付金の趣旨に沿った業務に何らかに関連した業務の増加への対応であることを想定している。

### 1-13 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等に必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。

### 1-14 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

### 1-15 ハード事業は対象となるのか。

感染症拡大防止や感染拡大への対応としての経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備費用等は対象となる（整備自体を主目的とする場合であっても対象）。他方で、感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用は対象とならないので、留意されたい。なお、数年後の解体が確定している施設への維持補修費用に使用するなど、

交付金の効果を疑問視されるようなことがないよう、施設の使用目的のほか耐用年数にも留意されたい。

#### 1-16 用地費は対象となるか。

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

#### 1-17 貸付金・保証金は対象となるか。

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。

#### 1-18 ★出資金は本交付金の対象となるか。

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の使途に制限がないことから、これを本交付金の目的である「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生」のためのものとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

#### 1-19 ★リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。

対象となる。ただし、本交付金は原則として令和2年度実施事業が交付対象であるため、令和2年度中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

#### 1-20 ★利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、令和3年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、6月24日付け事務連絡を参照されたい。

### 1-21 国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の給付金への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

### 1-22 ★特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、第一次申請時の実施計画に既に記載している事業も含めて、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。

これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあるので留意されたい。（9-2及び9-3についても留意されたい。）

### 1-23 事業者等への休業補償は対象となるか。

休業補償の目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

### 1-24 休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、いわゆる協力金や家賃補助も含め、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体なら

では、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

**1-25 いわゆる「協力金」や「支援金」と交付対象外経費である「事業者等への損失補償」との違いは何か。**

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については、交付対象外である。他方で、地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で、これらに対し定額で支給する協力金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける個人や事業者等を支援する目的で、これらに対して一律に支給する支援金等は、これに該当しないと考えられる。

なお、活用事例集の事例 49 も参考とされたい。

**1-26 地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。**

要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。

**1-27 公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。**

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。

ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3密を回避した上での教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的に脱コロナに向けた協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。

なお、事業者等への損失補償に関する Q&A（1-23～26）に留意されたい。

必要に応じ、活用事例集の事例 109 も参考とされたい。

**1-28 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。**

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途（事業内容）に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第2の4）から、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

**【一般会計・特別会計】**

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

**【公営企業会計】**

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

**1-29 ★固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。**

市町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質になじまない。

**1-30 ★新型コロナウイルス感染症対応として、地方公共団体の庁内環境整備（庁内向けのテレワーク環境整備等）に交付金を充当できるか。**

「新しい生活様式」への対応等のために必要なテレワーク環境の整備については、民間企業等に対する助成のほか、地方公共団体が庁内環境の整備を行う場合についても交付金を充当可能である。

**1-31 ★制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏（地方負担分）については、すべて対象となるのか。**

制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業のうち、

- 国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- 国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたもののみ。）

制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業であっても、予備費に係る部分を除き国の当初予算に計上された部分に対応する地方負担分は対象外となる。

**1-32 制度要綱別表の国庫補助事業のうち国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業であることは、どうすれば分かるのか。**

当該国庫補助事業を所管する府省にお問い合わせいただきたい。

**1-33 国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。**

本交付金の対象にはならないが、当該国庫補助事業の地方負担分については別途、地方財政措置が講じられることとなっている。

**1-34 制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏（地方負担分）は対象となるか。**

対象外。ただし、上乘せ・継ぎ足し補助等としていわゆる補助裏の地方負担分以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

**1-35 算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。**

可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際の事業で交付金をどの程度まで充当するかについては、各地方公共団体の判断による。

**1-36 実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。**

実施計画への掲載について交付決定等を条件とするものではないが、本交付金を充てて当該国庫補助事業を実施する意向を各事業の所管府省庁に示した上で、正式内示を受けたものなど、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載いただきたい。

**1-37 GIGA スクール事業で生徒児童にタブレット端末を配布する場合、3人に1台を超えて配布した分が国庫補助となるが、3人に1台を配るまでの費用は交付対象となるか。交付対象となる場合、地方単独事業として取り扱うべきか。**

地方単独事業として交付対象事業となるが、3人に1台を配るまでの費用は基準財政需要額の算定上、既に含まれていることに留意されたい。なお、当該タブレットを活用する際に必要となるソフトウェア購入費用や、通信機器・通信費用などについても、必要に応じ、積極的に対象とすることを検討されたい。

**1-38 ★GIGA スクール事業で、文部科学省から定額補助される端末等経費の45,000円/台を超える部分に交付金を充当できるか。**

地方単独事業として対象となる。

**1-39 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。**

制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A<認定申請編>」を確認されたい。

## 2 ★基金について

### 2-1 ★交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、6月24日付け事務連絡2(2)を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
- ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること

が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、令和3年度以降に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい(事業の内容(交付対象者、充当する経費等)が明確になっており、令和2年度末までに事業着手することが必要。)

### 2-2 ★基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第241条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

#### ■地方自治法(抄)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

**2-3 ★基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。**

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

**2-4 ★基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。**

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続きが必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

**2-5 ★第一次補正予算分の第一次交付限度額に対応した交付金について、一部を基金に積み立てることは可能か。**

可能。

**2-6 ★第1次の実施計画に記載済みの事業について、基金事業に変更してもよいのか。**

当該事業が6月24日付け事務連絡2(2)に示す要件を満たすのであれば、基金事業に変更することは可能。

**2-7 ★既存の基金への積み増しは可能か。**

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。(ただし、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。)

2-8 ★交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成 26 年 10 月 22 日付け財務大臣通知に基づき、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

### 3 交付限度額について

3-1 ★第二次交付限度額のうち事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分について、それぞれに該当する事業をそれぞれの交付限度額の範囲内に収めなければならないのか。流用できないのか。(再掲)

「新しい生活様式」等への対応分については、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待している。

ただし、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の交付限度額の合計額の範囲内で相互に融通することは、制度的に可能である。

3-2 ★実施計画に記載する各事業について、第一次交付限度額と第二次交付限度額のどちらに対応するものか整理する必要があるか。

整理する必要はない。

3-3 交付限度額の算定基礎となる国庫補助事業等の地方負担分の範囲如何。

6月24日付け事務連絡の別表1及び別表2に掲げられている事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の補助裏には、交付金を充当できない。(交付金を充当できるのは、制度要綱別表に掲げられている国庫補助事業等の補助裏のみ)

3-4 第三次配分の交付限度額についてはいつ頃通知される予定か。

すべての対象国庫補助事業の配分先が決定された後、速やかに通知することを想定している。

**3-5 複数の地方公共団体（一部事務組合・広域連合等）が実施する事業も交付限度額の算定対象か。**

一部事務組合・広域連合が事業を実施する場合、その事業に係る一部事務組合の地方負担額は交付限度額の算定に含める対象となる。なお、その場合の交付金の交付は、一部事務組合等を構成する地方公共団体に対して行われる。

**3-6 第二次の申請額は、第二次交付限度額を満たさなくてもよいか。その場合、差額は第三次交付限度額に持ち越されるのか。**

第二次申請において、必ずしも交付限度額をすべて計画に計上しなくても差し支えなく、その場合、残額を第三次申請で使うことも認められる。

第三次交付限度額は、①国庫補助事業等の地方負担額と、②地方単独事業分で第二次交付限度額では配分しなかった残余の額を基礎として算定した額を、第二次交付限度額に追加した額となる見込みであり、第二次交付限度額と第二次の申請額の差額が全体で再配分されるものではなく、そのまま当該地方公共団体分として持ち越される。

なお、第三次申請までに限度額の全額を計上しなかった場合の取扱いについては、今後検討予定。

実施する事業内容に悩んでいる場合には、お配りした「活用事例集」も参照いただき、ご検討いただきたい。

## 4 手続きについて

4-1 実施計画に掲載する交付対象事業費は交付限度額の見込額を超えてもかまわないのか。

かまわない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

4-2 ★実施計画の第二次提出は、第一次の実施計画を変更して行うことになるのか。別に新たな実施計画を作成するのか。

第一次交付限度額に対応する事業と第二次交付限度額に対応する事業は、同一の実施計画に記載することとなる。

第一次で提出のあった実施計画について、内閣府において新しい様式に転記したものを返送するので、その実施計画に新規事業の追記や記載事項の変更等を行って第二次で提出いただくことになる。

4-3 ★第一次提出で提出した実施計画に記載した事業について、事業の取りやめや交付金以外の財源を確保して実施することになった場合、第二次提出の実施計画からは当該事業を削除するのか。

交付金を充当して実施する予定のなくなった事業については、削除した上で実施計画を提出されたい。

4-4 ★第一次提出で提出した実施計画の変更は可能か。また、交付決定後に事業を削除したり対象経費を減らしたりしてよいのか。

実施計画の第二次提出時、第三次提出時のそれぞれの時点で、既に実施計画に記載している内容の変更が可能。第三次提出時以降は原則として認められない。詳しくは、6月24日付け事務連絡「6. 実施計画の変更について」を参照されたい。

また、既に交付決定された事業の変更については、交付要綱に基づき、適切に手続きされたい。

**4-5 実施計画に記載の事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間の流用を含む）での交付金の流用は可能か。**

実施計画は、記載事業が本交付金の対象となるか内閣府が確認するためのものであり、事業費等を厳密に確認するためのものではない。したがって、実施計画に記載されている事業であれば、事業間（地方単独事業と国庫補助事業との間も含む）でも流用は可能。

第二次、第三次配分の実施計画提出時に、必要に応じ、実施計画を変更されたい。

**4-6 先行受付と通常受付について、二回に分けて実施計画の提出は可能か。**

同一地方公共団体から二回に分けての提出は認められず、どちらかの提出に統一されたい。

なお、事業の変更や追加が必要な場合は、地方単独事業・国庫補助事業ともに第二次、第三次配分の実施計画提出時に行うことが可能。

**4-7 第二次配分における実施計画の提出時に、国庫補助事業の地方負担分についても記載してよいか。**

すでに国から正式内示等があり確実な実施が見込まれるものについては、記載していただいて構わない。

**4-8 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。**

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいて構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

なお、第二次、第三次配分の実施計画提出時に内容の変更が可能である。

4-9 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。

必須の記載事項ではないが、「事業の概要」欄を補足するものがあれば記載していただきたい。

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」との記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。（「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。）

4-10 同一内容の事業だが、予算区分が R2 当初や R2 補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。

内閣府における集計の便宜上、複数予算にまたがる事業については、予算区分ごとに複数行に分けて記載いただきたい。

4-11 提出資料の鑑文は必要か。

不要である。

4-12 国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。

空欄で差し支えない。

4-13 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。

全額「D 交付対象経費」に全額記載する。

なお、「F その他」は、実施計画作成主体以外の負担額を記載する。

4-14 ★交付要綱(総務省)によると、事業費の額を変更(事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。)するとき、総務大臣に対する変更承認申請が必要とのことだが、実施計画については変更の必要があるか。

交付要綱に基づき変更承認を申請する場合であっても、実施計画については次回の提出時に変更することで問題ない。

4-15 ★「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。

地方公共団体が自らのサービス提供に必要な物品を購入したり、公共施設  
の環境整備を行ったりする場合は、「地方公共団体」と記載されたい。

一方で、地方公共団体が補助金・支援金等の現金等給付をしたり、マスク等  
の現物給付を行ったりする場合は、給付対象者を記載されたい。

4-16 ★給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

(事業の概要)

②小中学校の給食費の無償化に係る費用(学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。

③減免額の積算根拠

④学校給食事業特別会計等

【減免相当額の給付】

(事業の概要)

②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。

③給付額の積算根拠

④学校給食会等

4-17 ★一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②〇〇の減免に係る費用
- ③減免額の積算根拠
- ④一般 or 特別会計

4-18 ★利子補給はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用
- ③利子補給額：〇〇千円（ $\div$ 融資枠〇〇千円 $\times$ 利息〇%）、想定件数〇件
- ④市内中小企業等

4-19 ★GIGA スクールタブレット購入はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②生徒用タブレット端末の1人1台整備に係る経費
- ③必要額：〇〇円

内訳

- 「3人に1台分」(地方単独事業)のうち未整備分(未整備だった場合)  
単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台=〇〇円
- 「3人に2台分」(国費事業)について国からの定額補助  
(45,000円/台)への上乗せ分(上乗せする場合)  
上乗せ単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台=〇〇円
- その他端末に関する経費：単価〇〇円 $\times$ 台数〇〇台=〇〇円

## 5 繰越・執行について

### 5-1 事業が年度内に終了しない場合、繰越は可能か。

本交付金は、国の予算において繰越明許費とされている。地方公共団体において、関係機関の承認を経て、交付金を財源として実施する事業費を繰り越すことが可能。

### 5-2 未契約繰越は可能か。

国の予算において、繰越明許費とされており制度上は可能。

繰越事務については、例年、財務局協議を実施している都道府県にノウハウが蓄積されていると聞いており、繰越が見込まれる事業を含む実施計画の場合は、本交付金の予算書に掲載されている明許繰越要求書及びその理由をよく参照いただくとともに、事業担当部局と十分に連絡調整を図り、遺漏なく対応されたい。

その上で契約済繰越と比べて具体的に特段の問題点があれば早急にお示しいただきたい。

### 5-3 ★令和4年度以降まで繰越できるか。

本交付金は、国の予算上で繰越明許費とされている。したがって、地方公共団体において、関係機関の承認を経たうえで、本交付金を財源として令和3年度まで繰り越すことが可能である。令和4年度以降に本交付金を活用することが確実である場合には、基金の設置要件を確認の上、基金への積立も検討されたい。

### 5-4 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

### 5-5 交付要綱等は誰が作成するのか。

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、移替え先府省がそれぞれ作成する。

**5-6 市町村に対する交付金について、県としての予算計上は必要か。**

都道府県としての予算措置の必要は無い。

## **6 地方財政上の措置との関係について**

**6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか**

充てられる。

**6-2 本交付金と地方債の関係如何。**

補正予算に係る地方債の取扱いについては、補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

**6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。**

制度的に排除されるものではないが、地方団体が負担する経費(一般財源所要見込額等)を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して交付金の充当を予定している場合には、交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となるので留意すること。

**6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。**

よい。

**6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。**

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体においてご判断いただきたい。

**6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。**

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。（変更があれば第二次、第三次提出時に必要に応じ変更されたい。）

**6-7 交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。**

交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。

仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。

**6-8 国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。**

令和元年度予備費の国庫補助事業について、地方公共団体の令和元年度予算計上分は特別交付税、地方公共団体の令和2年度予算計上分は交付金で措置されることになる。地方公共団体の令和2年度予算計上分については、交付金の実際の充当の有無にかかわらず、特別交付税の算定の対象とならない。

## 7 公営企業会計・特別会計等について

7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

7-2 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

### 【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

### 【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記入

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記入

7-3 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下のとおり。

### 【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。

### 【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」したことになる。

## 8 事例集について

**8-1 実施計画に、事例集に掲載されていない事業を記載することはできるか。**

記載できる。事例集は、臨時交付金の用途を定めるものではなく、各地方公共団体における有効活用の参考に資するために作成したものであるため、事例集に掲載のない事業も臨時交付金の対象となり得る。臨時交付金の用途については、制度要綱等をご確認いただきたい。

**8-2 事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。**

事業名は、各自治体で自由に決めていただいて構わない。

**8-3 事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。**

事業の目的や見込まれる効果、交付金を充当する経費内容等が事例集に掲載されているいずれかの事業と類似している事業を指す。例示されている全ての経費や対象者に交付する必要はない。

## 9 効果の検証・実施計画の公表について

9-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要があるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

9-2 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「補助・単独」、「事例集事例番号」、「交付対象事業の名称」、「所管」、「事業の概要」（③を除く）、「特定事業者等支援」、「基金」、「緊急経済対策との関係」、「交付対象事業の区分」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄の記載内容については、今後、内閣府が公表することがあるので、あらかじめ留意されたい。

9-3 ★内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が臨時交付金を活用した事業については、内閣府のホームページ及び臨時交付金の専用ポータルサイトにおいて、関連情報を掲載予定。実施計画の様式のまま公表することは予定していないが、その公表内容及び公表方法については、別途連絡する。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 交付限度額（第二次補正予算分）

## 【都道府県分】

（単位：千円）

| 都道府県 | 家賃支援を含む<br>事業継続や雇用維持<br>等への対応分 | 「新しい生活様式」を<br>踏まえた地域経済の<br>活性化等への対応分 | 合計         |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 北海道  | 28,622,864                     | 16,249,490                           | 44,872,354 |
| 青森   | 5,270,830                      | 7,904,793                            | 13,175,623 |
| 岩手   | 5,165,240                      | 7,933,847                            | 13,099,087 |
| 宮城   | 7,586,619                      | 6,505,151                            | 14,091,770 |
| 秋田   | 4,354,506                      | 8,229,815                            | 12,584,321 |
| 山形   | 4,742,592                      | 8,003,136                            | 12,745,728 |
| 福島   | 6,839,708                      | 6,955,064                            | 13,794,772 |
| 茨城   | 10,791,099                     | 7,622,894                            | 18,413,993 |
| 栃木   | 6,446,332                      | 6,009,939                            | 12,456,271 |
| 群馬   | 6,602,497                      | 6,162,169                            | 12,764,666 |
| 埼玉   | 26,552,370                     | 13,221,601                           | 39,773,971 |
| 千葉   | 21,721,019                     | 11,719,327                           | 33,440,346 |
| 東京   | 41,330,778                     | 5,560,029                            | 46,890,807 |
| 神奈川  | 29,207,191                     | 11,523,177                           | 40,730,368 |
| 新潟   | 9,065,999                      | 8,334,438                            | 17,400,437 |
| 富山   | 5,598,777                      | 7,101,583                            | 12,700,360 |
| 石川   | 6,151,321                      | 6,784,500                            | 12,935,821 |
| 福井   | 4,334,232                      | 7,396,286                            | 11,730,518 |
| 山梨   | 3,457,558                      | 7,147,092                            | 10,604,650 |
| 長野   | 8,119,590                      | 7,708,262                            | 15,827,852 |
| 岐阜   | 8,976,718                      | 7,111,515                            | 16,088,233 |
| 静岡   | 11,749,316                     | 8,706,361                            | 20,455,677 |
| 愛知   | 22,854,781                     | 10,732,507                           | 33,587,288 |
| 三重   | 6,025,783                      | 6,393,705                            | 12,419,488 |

| 都道府県 | 家賃支援を含む<br>事業継続や雇用維持<br>等への対応分 | 「新しい生活様式」を<br>踏まえた地域経済の<br>活性化等への対応分 | 合計          |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 滋賀   | 4,630,388                      | 6,403,758                            | 11,034,146  |
| 京都   | 11,652,175                     | 7,630,868                            | 19,283,043  |
| 大阪   | 35,269,472                     | 14,355,599                           | 49,625,071  |
| 兵庫   | 22,146,541                     | 13,463,194                           | 35,609,735  |
| 奈良   | 4,603,984                      | 7,471,840                            | 12,075,824  |
| 和歌山  | 4,138,772                      | 8,216,671                            | 12,355,443  |
| 鳥取   | 2,420,212                      | 8,336,543                            | 10,756,755  |
| 島根   | 3,153,647                      | 8,851,466                            | 12,005,113  |
| 岡山   | 6,669,139                      | 7,199,211                            | 13,868,350  |
| 広島   | 9,611,208                      | 8,179,196                            | 17,790,404  |
| 山口   | 5,237,970                      | 7,637,502                            | 12,875,472  |
| 徳島   | 3,189,293                      | 7,880,850                            | 11,070,143  |
| 香川   | 3,744,800                      | 6,956,707                            | 10,701,507  |
| 愛媛   | 5,354,779                      | 7,562,911                            | 12,917,690  |
| 高知   | 3,223,701                      | 8,573,212                            | 11,796,913  |
| 福岡   | 21,168,732                     | 12,565,970                           | 33,734,702  |
| 佐賀   | 3,377,875                      | 8,065,205                            | 11,443,080  |
| 長崎   | 5,622,010                      | 8,444,340                            | 14,066,350  |
| 熊本   | 6,569,533                      | 8,167,936                            | 14,737,469  |
| 大分   | 4,609,135                      | 7,886,532                            | 12,495,667  |
| 宮崎   | 4,561,403                      | 8,409,701                            | 12,971,104  |
| 鹿児島  | 6,744,108                      | 8,625,021                            | 15,369,129  |
| 沖縄   | 5,733,403                      | 8,099,086                            | 13,832,489  |
| 合計   | 475,000,000                    | 400,000,000                          | 875,000,000 |

※金額はすべて地方単独事業分

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 交付限度額（第二次補正予算分）

## 【市町村分】（都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額）

（単位：千円）

| 都道府県 | 家賃支援を含む<br>事業継続や雇用維持<br>等への対応分 | 「新しい生活様式」を<br>踏まえた地域経済の<br>活性化等への対応分 | 合計         |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 北海道  | 30,184,133                     | 46,115,781                           | 76,299,914 |
| 青森   | 5,360,957                      | 12,303,605                           | 17,664,562 |
| 岩手   | 5,030,358                      | 12,193,093                           | 17,223,451 |
| 宮城   | 7,875,927                      | 12,218,521                           | 20,094,448 |
| 秋田   | 4,388,174                      | 10,356,677                           | 14,744,851 |
| 山形   | 4,552,475                      | 11,123,734                           | 15,676,209 |
| 福島   | 7,168,045                      | 15,082,274                           | 22,250,319 |
| 茨城   | 10,233,331                     | 13,010,806                           | 23,244,137 |
| 栃木   | 6,058,027                      | 8,487,615                            | 14,545,642 |
| 群馬   | 6,559,069                      | 9,928,801                            | 16,487,870 |
| 埼玉   | 26,117,188                     | 21,478,839                           | 47,596,027 |
| 千葉   | 21,311,275                     | 18,873,590                           | 40,184,865 |
| 東京   | 34,346,580                     | 16,660,970                           | 51,007,550 |
| 神奈川  | 32,336,161                     | 17,531,415                           | 49,867,576 |
| 新潟   | 9,159,862                      | 14,961,197                           | 24,121,059 |
| 富山   | 5,263,507                      | 6,126,468                            | 11,389,975 |
| 石川   | 5,926,947                      | 7,439,840                            | 13,366,787 |
| 福井   | 3,868,726                      | 5,121,160                            | 8,989,886  |
| 山梨   | 3,214,351                      | 6,508,980                            | 9,723,331  |
| 長野   | 8,165,814                      | 18,784,214                           | 26,950,028 |
| 岐阜   | 8,606,691                      | 12,405,481                           | 21,012,172 |
| 静岡   | 11,502,015                     | 13,111,268                           | 24,613,283 |
| 愛知   | 23,556,488                     | 17,509,663                           | 41,066,151 |
| 三重   | 5,641,194                      | 10,146,004                           | 15,787,198 |

| 都道府県 | 家賃支援を含む<br>事業継続や雇用維持<br>等への対応分 | 「新しい生活様式」を<br>踏まえた地域経済の<br>活性化等への対応分 | 合計            |
|------|--------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 滋賀   | 4,327,617                      | 6,924,984                            | 11,252,601    |
| 京都   | 11,922,347                     | 11,402,098                           | 23,324,445    |
| 大阪   | 39,764,382                     | 25,522,566                           | 65,286,948    |
| 兵庫   | 23,116,801                     | 21,164,833                           | 44,281,634    |
| 奈良   | 4,335,386                      | 9,089,867                            | 13,425,253    |
| 和歌山  | 3,884,992                      | 8,729,257                            | 12,614,249    |
| 鳥取   | 2,318,950                      | 5,745,764                            | 8,064,714     |
| 島根   | 3,053,433                      | 7,463,571                            | 10,517,004    |
| 岡山   | 6,837,673                      | 11,695,792                           | 18,533,465    |
| 広島   | 10,244,307                     | 13,727,078                           | 23,971,385    |
| 山口   | 5,004,598                      | 9,526,493                            | 14,531,091    |
| 徳島   | 2,692,244                      | 6,153,450                            | 8,845,694     |
| 香川   | 3,631,919                      | 6,122,288                            | 9,754,207     |
| 愛媛   | 5,222,554                      | 9,737,967                            | 14,960,521    |
| 高知   | 3,162,663                      | 8,661,969                            | 11,824,632    |
| 福岡   | 22,953,607                     | 24,264,062                           | 47,217,669    |
| 佐賀   | 3,038,816                      | 6,445,601                            | 9,484,417     |
| 長崎   | 5,738,129                      | 10,396,095                           | 16,134,224    |
| 熊本   | 6,687,085                      | 14,545,890                           | 21,232,975    |
| 大分   | 4,363,598                      | 8,712,999                            | 13,076,597    |
| 宮崎   | 4,426,951                      | 9,434,344                            | 13,861,295    |
| 鹿児島  | 6,632,808                      | 15,987,708                           | 22,620,516    |
| 沖縄   | 5,211,845                      | 11,065,328                           | 16,277,173    |
| 合計   | 475,000,000                    | 600,000,000                          | 1,075,000,000 |

※金額はすべて地方単独事業分